

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.001

処 分 名	定期検査
処 分 の 概 要	計量法の規定により、取引又は証明に使用する計量器（質量計、皮革面積計）は、2年に1度の定期検査が義務付けられています。その検査において、法令で定める基準に適合しない場合、不合格となります。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項、第23条 計量法施工令（平成5年政令第329号）第10条 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第73条第2項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	即日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	定期検査指定日
申請方法	定期検査における特定計量器の提出をもって申請とします。
備 考	申請には手数料がかかります。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

(根拠法令)

計量法第 19 条

特定計量器（第 16 条第 1 項又は第 72 条第 2 項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節について同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りではない。

- 一 第 107 条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
- 二 第 127 条第 1 項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- 三 第 24 条第 1 項の定期検査済証印、検査証印又は第 119 条第 1 項の計量証明検査済証印であつて、第 21 条第 2 項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検査証印等に表示された年月にあつては、第 72 条第 3 項又は第 96 条第 3 項の規定により表示されたものに限る。）の翌月 1 日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前 2 号に掲げるものを除く。）

(審査基準)

計量法第 23 条

定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

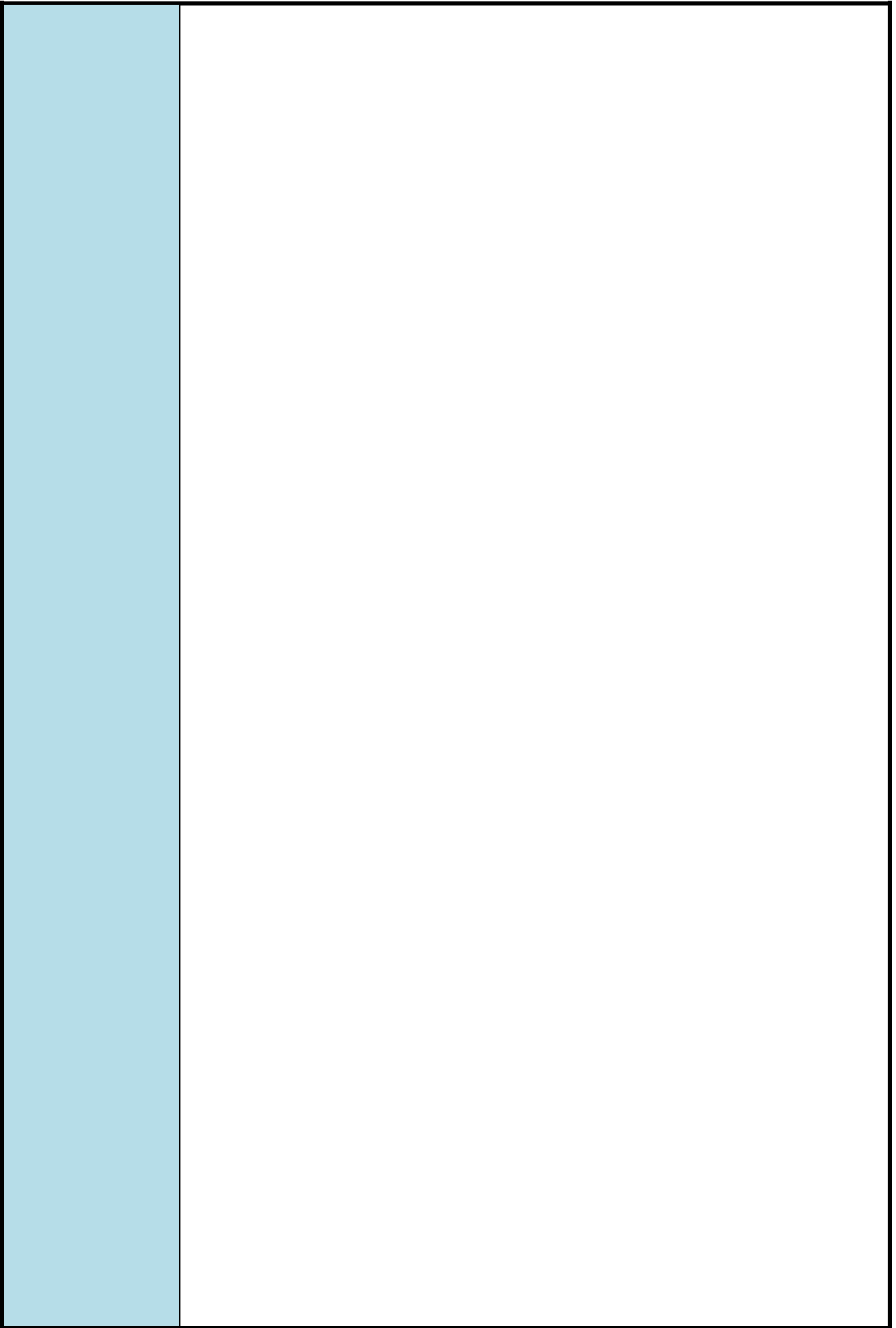
- 一 検定証印等が付されていること。
  - 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
  - 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。
- 2 前項第 2 号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
- 3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

第 1 項二号の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 44 条

第 1 項三号の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 45 条

第 2 項の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 46 条

第 3 項の「経済産業省令」＝特定計量器検定検査規則 47 条



## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.002

処 分 名	指定定期検査機関の指定
処 分 の 概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることが出来ますが、その指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行い、申請が計量法で定める基準に適合していなければ指定できないこととなっています。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項、第26条～第28条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明機関及び特定計量証明認定機関の指定に関する省令（平成5年号外通商産業省令第72号）
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	60日間
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	通年
申請方法	書類の提出（指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明機関及び特定計量証明認定機関の指定に関する省令による）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

計量法

第 20 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

第 26 条

第 20 条第 1 項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

第 27 条

次の各号のいずれかに該当する者は、第 20 条第 1 項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

二 第 38 条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第 28 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、第 20 条第 1 項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.003

処 分 名	指定定期検査機関の業務規程の認可
処 分 の 概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができます。指定定期検査機関は検査業務に関する規定（業務規程）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければなりません。また、業務規程を変更する場合も同様です。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第30条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年号外通商産業省令第72号）
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	通年
申請方法	書類の提出による
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

計量法

第 30 条

指定定期検査機関は、検査業務に関する規定（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様する。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第 1 項の認可した業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

第 3 条

指定定期検査機関は、法第 30 条第 1 項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事又は当該指定に係る特定市町村の長に提出しなければならない。

2 法第 30 条第 2 項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類

三 定期検査を行う場所に関する事項

四 定期検査に関する証明書の発行に関する事項

五 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項

六 定期検査を実施する者の配置に関する事項

七 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項

八 定期検査済証印の管理に関する事項

九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項

十 手数料の収納の方法に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項

3 指定定期検査機関は、法第 30 条第 1 項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.004

処 分 名	自転車駐車場の使用許可
処 分 の 概 要	自転車駐車場の定期及び年間使用を許可する。
根拠条例等・条項	春日部市自転車駐車場条例（平成 24 年条例第 39 号）第 6 条、第 7 条 春日部市自転車駐車場条例施行規則（平成 24 年規則第 71 号）第 2 条、 第 3 条
審 査 基 準	◎有料の自転車駐車場の定期及び年間使用できるのは、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たす方です。  (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者であること。 (2) 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校をいう。）に就学中の者であること。 (3) 市内の事業所等に勤務している者であること。 (4) その他市長が特に認めるもの
標準処理期間	即日
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	定期使用：使用する月の前月の 20 日から末日 年間使用：毎年、2 月 1 日から 3 月 31 日で市長が定める期間
申請方法	定期使用：直接、自転車駐車場で申請
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html</a>



根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市自転車駐車場条例

(定期使用及び年間使用できる者の資格)

第6条 定期使用及び年間使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者であること。

(2) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校をいう。)に就学中の者であること。

(3) 市内の事業所等に勤務している者であること。

(4) その他市長が特に認めるもの

(使用の許可等)

第7条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可(一時使用を除く。次条において同じ。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

■春日部市自転車駐車場条例施行規則

(使用の許可の申請等)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、春日部市自転車駐車場定期使用申請書(様式第1号。以下「定期申請書」という。)又は春日部市自転車駐車場年間使用申請書(様式第2号。以下「年間申請書」という。)によるものとする。

2 定期申請書は、使用しようとする月の前月の20日から同月の末日までに提出しなければならない。

3 年間申請書は、毎年2月1日から3月31日までの間で、市長が定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 市長は、申請者から定期申請書又は年間申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、使用の許可の可否を決定するものとする。この場合において、年間使用の申請者数が当該自転車駐車場の収容台数を超えたときは、申請受付順又は抽選により使用の許可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、許可することとしたときは、定期使用にあつては春日部市自転車駐車場定期使用許可書(様式第3号)を、年間使用にあつては春日部市自転車駐車場年間使用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、許可しないこととしたときは、春日部市自転車駐車場定期使用・年間使用不許可通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.005

処 分 名	自転車駐車場の使用料の免除及び還付
処 分 の 概 要	自転車駐車場の使用料の免除又は還付を受けようとする場合
根拠条例等・条項	春日部市自転車駐車場条例（平成 24 年条例第 39 号）第 12 条、第 13 条 春日部市自転車駐車場条例施行規則（平成 24 年規則第 71 号）第 5 条、 第 6 条
審 査 基 準	<p>◎使用料の免除を受けるには、次の（1）から（2）のいずれかに該当する方です。</p> <p>（1） 定期使用者又は年間使用者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているとき。</p> <p>（2） その他市長が免除することが適当と認めたとき。</p> <p>◎使用料の還付については、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合があります。</p> <p>（1） 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。</p> <p>（2） 使用者の責めに帰することができない理由により自転車駐車場を使用することができないとき。</p> <p>（3） その他市長が特に必要と認めたとき。</p>
標準処理期間	約 1 ヶ月
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	定期使用：直接、自転車駐車場で申請
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/koutsuu/jitensha.html</a>

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市自転車駐車場条例

(使用料の免除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により自転車駐車場を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市自転車駐車場条例施行規則

(使用料の免除)

第5条 条例第12条の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 定期使用者又は年間使用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
- (2) その他市長が免除することが適当と認めたとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、春日部市自転車駐車場使用料免除申請書(様式第11条)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市自転車駐車場使用料免除決定通知書(様式第12条)により申請した者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、春日部市自転車駐車場還付申請書(様式第13号)に、定期使用者にあつては駐車券を、年間使用者にあつては登録証及び登録票を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、春日部市自転車駐車場使用料還付通知書(様式第14号)により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.006

処 分 名	交通災害見舞金の支給
処 分 の 概 要	児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に見舞金及び弔慰金を支給する。
根拠条例等・条項	春日部市交通災害見舞金支給条例（平成 17 年条例第 123 号）第 3 条、第 4 条、第 6 条 春日部市交通災害見舞金支給条例施行規則（平成 17 年規則第 47 号）第 4 条、第 6 条
審 査 基 準	<p>◎交通災害見舞金を支給するのは、次の要件を満たす方です。</p> <p>●受給対象者 交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。）。 ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失います。</p> <p>●受給資格 見舞金等を受けることができる者は、前条に規定する者の保護者。ただし、保護者がいない場合は、対象者の葬祭を行った者。</p> <p>●申請 申請は、事故の発生した日から 1 年とします。ただし、負傷者がその見舞金を受けた後に後遺障害者となった場合は、この限りではありません。</p>
標準処理期間	15 日
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	くらしの安全課
備 考	ホームページのリンク先 <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/gaiyou/soshikiannai/shimin/kotsubohan.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/gaiyou/soshikiannai/shimin/kotsubohan.html</a>

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市交通災害見舞金支給条例

(受給対象者)

第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。

(受給資格)

第4条 見舞金等を受けることができる者は、前条に規定する者の保護者とする。ただし、保護者がいない場合は、対象者の葬祭を行った者とする。

(申請)

第6条 この条例の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事故の発生した日から1年とする。ただし、負傷者がその見舞金を受けた後に後遺障害者となった場合は、この限りでない。

■春日部市交通災害見舞金支給条例施行規則

(見舞金等の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請は、交通災害見舞金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行わなければならない。

(1) 死亡の場合

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 死亡診断書又は死体検案書
- ウ 保護者であることを証する書類又はこれに代わるべき書類
- エ その他市長が指定する書類

(2) 後遺障害者及び負傷者

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 医師の診断書
- ウ 保護者であることを証する書類
- エ その他市長が指定する書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による委員会の審査に基づき支給の可否を決定し、速やかに交通災害見舞・弔慰金支給決定通知書（様式第2号）に基づき通知するものとする。

## 申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.007

処 分 名	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金及び傷害見舞金）の支給
処 分 の 概 要	<p>犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限る。）の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者（当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限る。）に対し、見舞金を支給する。</p>
根拠条例等・条項	<p>春日部市犯罪被害者等支援条例第8条          春日部市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条</p>
審 査 基 準	<p>◎犯罪被害者等見舞金の支給するのは、次の要件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遺族見舞金の支給対象             <p>犯罪被害者の死亡の当時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち第1順位遺族となる者。</p> </li> <li>●傷害見舞金の支給対象             <p>犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から傷害見舞金の支給申請を行う時まで引き続き市内に住所を有している犯罪被害者。</p> </li> <li>●支給の制限             <p>次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しない。</p> <p>(1)犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）</li> <li>イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）</li> <li>ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）</li> </ul> <p>(2)犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫(ほう)助する行為</li> <li>イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為</li> <li>ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為</li> </ul> <p>(3)犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該犯罪行為を容認していたこと。</li> <li>イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。</li> <li>ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害</li> </ul> </li> </ul>

	<p>を加えたこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する。</p> <p>●遺族見舞金の支給申請 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に規則第7条に掲げる書類を添えて、提出する。</p> <p>●傷害見舞金の支給申請 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に規則第8条に掲げる書類を添えて、提出する。</p> <p>●支給申請の期限 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。</p>
<b>標準処理期間</b>	概ね2週間程度
<b>設定年月日</b>	平成31年4月1日
<b>申請時期</b>	随時
<b>申請方法</b>	くらしの安全課
<b>備考</b>	



根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市交通災害見舞金支給条例

(受給対象者)

第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。

(受給資格)

第4条 見舞金等を受けることができる者は、前条に規定する者の保護者とする。ただし、保護者がいない場合は、対象者の葬祭を行った者とする。

(申請)

第6条 この条例の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事故の発生した日から1年とする。ただし、負傷者がその見舞金を受けた後に後遺障害者となった場合は、この限りでない。

■春日部市交通災害見舞金支給条例施行規則

(見舞金等の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請は、交通災害見舞金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行わなければならない。

(1) 死亡の場合

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 死亡診断書又は死体検案書
- ウ 保護者であることを証する書類又はこれに代わるべき書類
- エ その他市長が指定する書類

(2) 後遺障害者及び負傷者

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 医師の診断書
- ウ 保護者であることを証する書類
- エ その他市長が指定する書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による委員会の審査に基づき支給の可否を決定し、速やかに交通災害見舞・弔慰金支給決定通知書（様式第2号）に基づき通知するものとする。